

日時・場所	平成29年1月23日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、川端教育長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、大藤政策調整部政策監、遠藤総務部長、上田市民部長、瀬川健康福祉部長（代理：田中次長）、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長、藤池教育部長（代理：杉本次長）、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 現在平成29年度の予算編成作業を進めている。政策調整部長の査定は経ているが、もう一段の議論をしているので、現時点で予算計上していないものでも計上する可能性があるし、もう少し厳しい査定をするかもしれない。いずれにしてもしっかり説明ができるよう議論をしており、最終的には来週の市長査定で精査した上で決定する。
- ・ 平成29年度予算にいくつかの計画策定に関する経費が計上されているが、今年度も環境基本計画の見直しや立地適正化計画の策定を進めている。計画を策定して事業を実施するのは当たり前だが、計画の位置付けをしっかりと押さえること。交付金や補助金を受けるために計画を策定する必要がある際にも、良い意味で計画は計画だと割り切る場合もあるし、計画が本当に様々なサービスの提供や事業の実現につながるのかどうかを十分に認識しなければならない場合もある。メリハリをつけた計画の位置付けを心掛けること。
- ・ 国で決められたものを制度設計するとき、本当にそれが機能するのか実現可能性があるのかということをもう一段押さえること。国で決められた制度であっても現場における様々な状況の中で実際に機能するかどうかは別問題である。国で決められたものを単純に本市の制度に落とし込んで成立不可能となる場合が見受けられる。制度設計に当たっては、制度がしっかりと機能するかどうかについてもチェックすること。
- ・ 市民病院整備について、議会の委員会で議員から過去の経緯に関する発言があったことについて関係企業に照会した。誠実に回答をしていただいたが、調べると、これまでと同様不透明なことが様々出てきた。本市では今後もルールの範囲内でしっかりと透明性を保って対応していく。過去にはやむを得ずルール外の対応もあったようだが、その体質が残らないように、改めて注意すること。

2. 報告事項

① 平成29年度予算編成経過 二次内示（財政担当部長査定後）の状況について（速報値）

〔所管： 政策調整部〕

平成29年度予算編成について、二次内示の状況を予算編成経過の速報値として公表を行う。当初要求から歳出の調整精査、歳入での繰入金や市債による財源手当てを経て、歳入歳出200億236万9千円とした。平成28年度当初予算と比較して約7億2千800万円の減少となった。市長査定の中で指摘事項等があったため、該当する事業の所管課については、追って連絡する。

② 市道大篠原入町線舗装繕工事に伴う全面通行止めについて

〔所管： 都市建設部〕

当該路線は交通量増加や老朽化等による舗装の陥没、ひび割れおよびわだち掘れが顕著である。これらを原因としてパンク等車両事故が発生していることから、状況を改善するため適切な舗装断面を構築する舗装繕工を行う。この工事に伴い2月8日（水）～28日（火）の間、車両全面通行止め（終日）の通行制限を実施する。

③ 市笠作踏切の閉鎖について

〔所管： 都市建設部〕

JR東海道本線と市道市三宅妙光寺線の交差部に行畑跨道の新設整備を進めていた平成3年に、当時の野洲町とJR西日本の間で跨道完成時に笠作踏切を閉鎖する旨の確約書が交わされたが、踏切閉鎖に向けた地元協議等は平成26年度に情報提供という形で地元協議を再開するまでは何も行われずにきた。

その後、平成27年10月に踏切から侵入したと思われる線路上の人身事故が発生したこと、市三宅の新市街化区域での商業施設開発に伴う踏切横断者の増加等が懸念されること、踏切閉鎖の代替として甲賀踏切の拡幅協議を進めることをJR西日本が応諾したこと、平成28年11月の野洲学区自治連合会行政懇談会において踏切を閉鎖する方針である旨、報告した。また、平成28年12月には各自治会役員会等で踏切閉鎖の方針を説明した。

危険な踏切である笠作踏切の閉鎖について、地元自治会から一定の理解を得られたことから具体的な閉鎖時期等についてJR西日本と協議を進める。

④ 野洲市民病院整備基本設計に伴う市民懇談会の開催について

[所管： 政策調整部]

基本設計作業における中間まとめに向けて、設計内容に多様な市民意見を反映させるため、平成29年2月26日（日）10時～12時市役所本館3階第1委員会室にて市民懇談会を開催する。グループ討議も予定している。参加にあたって、事前申込は不要。市民懇談会の結果については、病院整備運営評価委員会などで反映可能な意見を確認する。

⑤ 野洲市民病院整備事業に係る工事の契約方式について

[所管： 政策調整部]

本事業を効率的かつ効果的に進めるためには、事業の特性や本市の技術力や体制などを客観的に評価し、最適な設計・工事の発注方式や競争参加者の設定方法、落札者の選定方法等を検討・決定する必要がある。そこで、平成28年7月に国土交通省「多様な入札契約方式モデル事業」の採択を受け、同省から委託を受けた「日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社」の支援により、それらの方式、方法等について検討を実施している。

今般、本モデル事業における中間報告として、現在の基本設計者が責任をもって実施設計を行い、実施設計概算をまとめることが望ましく、DB、ECIの効果がそれを覆すほど大きいものではないことから、従来型の工事のみ発注する方式が示された。

→本市の発注スタイルを踏まえ、本報告は参考に留め、鵜呑みにせず、最終は市の契約審査会で決定する。

⑥ 野洲市議会総務常任委員会における議員発言に関する関係法人への照会に対する回答について

[所管： 政策調整部]

過日、12月9日開催の議会総務常任委員会における議員の発言の真偽と駅前土地購入当時の経過等を再確認するために、アサヒグループホールディングス株式会社へ行った照会に対し、平成28年12月28日付けで回答があったので報告する。議員が引用したアサヒビール株式会社の当時の役員については、市民病院事業の検討が平成23年以降から開始したことから、本市の市民病院整備事業とは全く関係のないものであることが判明した。

→平成12年6月26日の回議書（市長決裁）の写し資料の内、「仮にも駅前の1等地に銭湯とは少々ふさわしくない施設ではありますが、①アサヒビールとしては、あくまでも「土地そのものは貸さない、売らない」に徹しており、また現下の経済情勢から多額の投資は見込めないこと。」に下線を入れ、強調しておくこと。

⑦ 全員協議会への提出事項について

[所管： 総務部]

協議事項3件、報告事項9件、会議結果報告事項7件、連絡事項11件を1月度全員協議会へ報告する。

⑧ 野洲市議会議員一般選挙の執行予定日について

[所管： 総務部]

現野洲市議会議員の任期満了日は、平成29年10月31日となっており、それに伴う野洲市議会議員一般選挙を執行する予定である。選挙日程については、平成29年3月2日開催予定の野洲市選挙管理委員会決定する予定である。現時点での案は、告示日は10月15日、投開票日は10月22日である。

3. 協議事項

① 市道認定について

[所管： 都市建設部]

新規道路整備事業により河川管理用道路（富波中島2号線）を新たに市道認定するため、2月議会に提案する。

② 建物災害共済の委託先の変更について

[所管： 総務部]

建物災害共済について、一般財団法人全国自治協会を委託先としていたが、基率の見直しにより平

成29年度から共済額が大幅な増額となることから、公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託先を変更するため、地方自治法第263条の2の規定に基づき、議会の議決を求める。

③ 野洲市余熱利用施設整備基本計画（素案）について

〔所管： 環境経済部〕

現在、野洲市余熱利用施設整備基本計画検討委員会を設置し基本計画の策定を進めている。新クリーンセンターの余熱を利用した温水プール（流水）をメインとする施設であり、市民の健康の保持・増進と交流を図り、広く利用対象者を求めることとして地域活性化機能も取り入れ、周辺の里山等も含めた地域資源を活用した施設として整備する。施設整備のコンセプトは「余熱エネルギーを活用した野洲市の元気と健康を創出する持続可能な活性化拠点」としている。安定した集客に加え、効率的かつ充実したサービスを提供するために、民間の経営ノウハウを活かしていく。建設費（解体含む）の合計は約21億円。今後、野洲市余熱利用施設整備基本計画検討委員会では基本計画に市民の意見を反映させるため、基本計画（素案）を市民に広く周知し意見募集を行う。募集期間は平成29年1月27日～2月10日。

→平成21年に新クリーンセンターに併設して余熱利用施設を整備することを政策決定し、平成22年12月策定のごみ処理施設整備基本構想においてその旨明記している経緯を明確にしておくこと。

→温水プールは新設ではなく、現温水プールを余熱利用施設に移し変えるだけである。老朽化した体育センターは解体するが、体育館機能は現温水プール跡にサブアリーナの施設として整備するため、市民サービスの縮小ではなく合理的な機能転換になる。なお、現温水プール跡をサブアリーナとすると総合体育館の利用効率は格段に上がる。

→平成32年3月を開業予定時期とする。

→素案資料に、過去に検討していた図面等を含め経緯が掲載されているが、誤解を招く可能性があり、掲載について十分に精査すること。

④ 野洲駅南口周辺整備（交流/商業施設整備）に向けた南口サイクルセンターの補償協議について

〔所管： 都市建設部〕

野洲駅南口周辺整備における核機能のひとつである交流/商業施設の整備に向け、既存建物である「南口サイクルセンター」は除却のうえ整地し、新たな交流/商業施設の機能の一部として複合化する方針である。野洲市給与所得者の会からは、交流/商業施設の整備方針および既存建物の取扱い方針についての理解を得ており、具体的な除却に向け平成28年度内での基本合意を目指し補償協議を行っている。損失補償額算定の相違も含め、いくつかの課題が明らかになったことから、課題を整理し、論点を公表した上で引き続き協議する。

→団体を解散した場合の残余財産の処分について定款が改正されているが、従前の定款の内容と改正時期を確認しておくこと。

⑤ 温水プールの今後について

〔所管： 教育委員会〕

温水プールの天井の改修について、今後の方向性としては、改修し再開するには多額の経費が見込まれ、効果的な投資にならない可能性があると考えられることから、平成31年度で温水プールを閉鎖する計画を3年前倒しする方向で検討する。さらに、サブアリーナの用途に施設を改修する構想を加速化して、施設の有効活用を図り、中主B&G海洋センタープールの開設期間の延長など既存プール施設の有効活用も検討する。なお、定期券は所持者全員に通知し、できる限り平成28年度内に還付する。

→多額の改修経費がかかり、それを回収できる使用料収入がなく、最終的には1億円以上の支出となる。結果的に費用対効果であまりにも大きなマイナスとなるという根拠を明確にしておくこと。

→収支試算の内、収入の6,800万円について、通年では約7,300万円の収入があるが、平成29年度に近江八幡市の温水プールが開業することによる利用者の減少を見込んだ額である点、明記しておくこと。

→平成26年度における市外利用者が全体の約55%という利用実態を明記すること。

→契約書に中途解除要件が明記されており、基本仕様書に施設の改廃の場合が規定されているので、それらに基づき契約解除手続きを進める旨、今後の方向性に追記すること。

→広報紙で周知すること。

⑥ 野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例について

〔所管： 環境経済部〕

1月4日開催の部長会議に付議した「野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例」について、「野

洲市農業委員会の委員の選任に関する規則」を再整理した。主な変更としては、委員の定数に関する事項を規定した規則第2条について、定数26人のうち25人については各団体の定数を明記し、残る1名については一般募集によるものとする。なお、自治連合会の定数22人の学区ごとの内訳は別表で定める。

→残り1名の位置付けの明記について検討すること。

→候補者は市内に住所を有する者のみとするのか、市外に住所を有する者も含むとするのか、再度検討すること。

→各自治連合会に対しては、推薦者は学区長とする旨、明確に説明すること。

→各学区に割り振った定数のバックデータとして、農地全体の面積、遊休地面積、転用面積等に関する資料を添付すること。

→本日中に市長協議をし内容を確定した上で、明日の自治連合会役員会に諮り、その後の庁議で結果を報告すること。

⑦ 野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

[所管： 総務部]

児童福祉法第6条の4が改正され、「養子縁組里親」が定義付けされたことに伴い、所要の改正を行うものである。

⑧ 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

[所管： 総務部]

協議事項⑦と同様、児童福祉法第6条の4が改正され、「養子縁組里親」が定義付けされたことに伴い、所要の改正を行うものである。

⑨ 野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

[所管： 総務部]

人事院勧告を踏まえ、平成28年改正条例第39号（野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）により、介護時間を新たに規定したことに伴い、所要の改正を行うものである。介護時間を取得した場合、給与の減額が必要となることから一般職員に準じた規定を整備する。

⑩ 野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

[所管： 総務部]

地方公務員法改正に伴い、自己啓発等休業を取得した職員が職務復帰する際の号給の調整を行う日に「その次の昇給日」を加えて整理し、復帰した日、同日後における最初の昇給日またはその次の昇給日に号給の調整を行うことができるよう所要の改正を行うものである。

4. その他伝達事項

なし

5. 次回部長会議

1月30日（月）8時45分～ 庁議室